

千葉県手話言語の普及及び障害者のコミュニケーション手段の利用を促進する

条例（案）の概要

1 条例制定の趣旨

手話は、日本語等の音声言語とは異なる独自の文法体系を持つ言語です。しかしながら、世界的に口話教育が推奨され、長きにわたり言語として認められず、ろう教育の場で事実上禁止されるなど、苦難の時期を経て、国連における「障害者の権利に関する条約」の採択や障害者基本法の改正で言語として認められた経緯があり、手話が言語であるという認識は、社会の中でいまだ十分に浸透していません。令和 7 年 1 1 月には、日本で初めて聞こえない、聞こえにくい人々のオリンピックである夏季デフリンピックが東京で開催され、世界中から多くのろう者の方々が訪れることになります。私たちは、これらの事実を正しく認識するとともに、手話を獲得及び習得し、使用する権利を保障し、普及促進に努めていく必要があります。

また、言語は、事実や思いを表現して伝え、人同士がコミュニケーションをとるために不可欠なものです。障害のある方のコミュニケーションについては、障害の特性に対応した様々な支援が整いつつありますが、十分に普及しているとはいえない状況であり、情報技術の発展とあわせて、地方公共団体に対してより一層の施策の充実が求められています。

加えて、障害のある方のコミュニケーションの支援にあたっては、多様な障害の特性に応じた適正な支援が必要です。例えば、タッチパネルの普及は視覚障害のある方には逆に不便となるなど、情報技術の発展は、障害のある方にとって必ずしも利便性の向上につながるものだけでなく、聴覚障害のある方でも、人生の途中で障害を負い、手話ではなく要約筆記や筆談などを主に使用する中途失聴者や難聴者や、聴覚と視覚双方に障害がある盲ろう者など、障害の特性や求められる支援は大きく異なります。

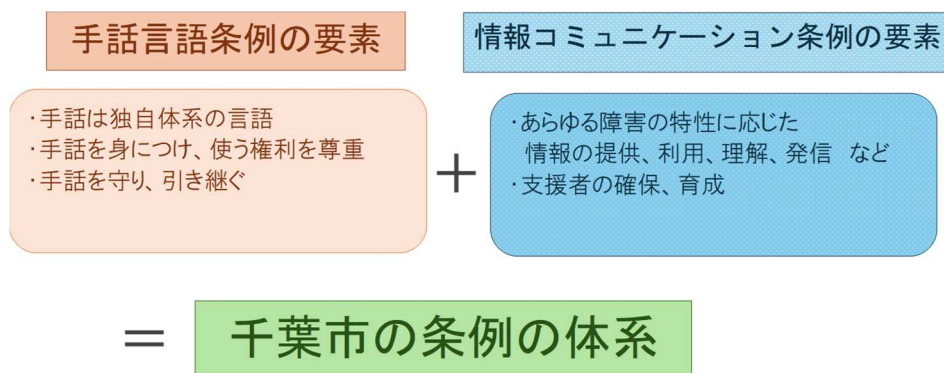
本市では、こうした障害のある方を取り巻く社会の状況を踏まえて、手話言語の理解や普及促進に向けて取り組むとともに、障害のある人のコミュニケーションの多様な手段の確保、発展を通して、障害のある方もない方も互いに理解し合い、助け合う地域共生社会の構築を目指すため、条例を制定することとしました。

2 条例の体系

千葉県が制定する条例は、独自の文法体系を持つ言語である手話の理解促進及び普及、ならびに手話を獲得及び習得し、使用する権利を保障する「手話言語条例」の要素と、あらゆる障害の特性に応じた情報提供、利用及び支援者の確保、育成などについて定める「情報コ

「コミュニケーション条例」の二つの要素が合わさった体系となっています。

【条例の体系（イメージ）】



3 条例の内容

項目	内容
前文	・条例を制定するに至った背景、理念、目的などを強調して述べた文章です。 ・各条文を理解するための前提となる考え方が書かれています。
第1条 目的	・市が何のためにこの条例を制定するのかを定めています。 ・手話言語の理解・普及の促進、及び障害のある方のコミュニケーション支援のために、基本理念を定め、各主体の役割を明らかにするとともに、計画的に施策を推進することを目的としています。
第2条 用語の定義	・条例に出てくる各用語（障害者、社会的障壁、ろう者、盲ろう者、コミュニケーション、コミュニケーション手段、コミュニケーション支援者）の定義について書かれています。
第3条 基本理念	・市が条例を通して実現したい社会の姿や、取り組むにあたっての基本的な姿勢を定めています。 ・手話言語を獲得及び習得し、使用する権利を尊重し、理解促進及び普及を目指すとともに、将来に向かって引き継いでいきます。 ・障害の特性に対応した情報提供によって、障害のある方の情報の十分な理解、意思決定を保障します。 ・障害の特性に対応した手法による情報発信を行い、意思表示を保障します。
第4条 市の責務	・基本理念の実現のために、市が責任をもって取り組むことを定めています。 ・市は、手話の言語としての理解の促進及び普及、手話言語を獲得及び習得し、使用する権利を保障、障害のある方のコミュニケーションの支援に係る施策を総合的かつ計画的に推進します。
第5条	・基本理念の実現に向けた、市民の役割について定めています。

市民の役割	・市民は、障害の有無に関わらず、基本理念に対する理解を深め、障害のある方の情報取得、利用の重要性を認識し、市の施策に協力するよう努めるものとします。
第6条 事業者等の役割	・基本理念の実現に向けた、事業者等の役割について定めています。 ・事業者は、基本理念に対する理解を深め、障害のある方の情報取得、利用の重要性を認識し、障害のある方に対し合理的配慮をするほか、市の施策に協力するよう努めるものとします。
第7条 施策の推進	・市が実施する以下の事項の施策について定めています。 ○手話言語の理解促進、手話言語を獲得及び習得し、使用する権利の保障、普及啓発及び次世代への継承。 ○障害の有無やその程度にかかわらず情報を取得、理解し、自分の意思を自由に発信できる環境の整備。 ○コミュニケーション支援者の育成。 ○そのほか、条例の目的を達成するために必要な事項。
第8条 財政措置	・施策を推進するために必要な財源上の措置を市が行うことについて定めています。
第9条 当事者の意見聴取	・施策の実施状況を確認するために、市は、障害のある当事者、学識経験者、障害福祉の従事者などで構成する千葉市障害者施策推進協議会において、当事者の意見を聴くものとします。
第10条 公共施設での啓発	・市は、公共施設等において、手話への理解の促進及びコミュニケーション手段の普及のため積極的な啓発に努めるものとします。
第11条 学ぶ機会の提供	・市は、障害のある方や関係団体、学校等と協力して手話言語や障害のある方のコミュニケーション手段を学ぶ機会の提供に努めます。
第12条 通訳者の設置、派遣体制の整備	・障害のある方のコミュニケーション支援のために、手話通訳者の設置、コミュニケーション手段の提供に係る体制の整備などについて定めています。
第13条 障害特性に配慮した情報発信等	・市が、障害のある方が市政に関する情報を発信する速やかに取得できるようコミュニケーション手段を使用して発信することや、行政上の手続きに係る情報技術の活用にあたる障害の特性への配慮、利用支援や代替手段の確保などの取組みを定めています。
第14条 災害時のコミュニケーションの支援	・災害発生時の情報発信や、避難所等において、コミュニケーションが円滑に行われるよう、市が障害の特性に応じた支援の充実に努めることを定めています。

第 15 条 委任	・ 条例の施行に必要な事項は、市長が定めます。
--------------	-------------------------

4 条例の検討経緯

千葉市は、条例案の作成にあたり、千葉市の附属機関である「千葉市障害者施策推進協議会」において、障害がある当事者や保護者の団体や、市内の福祉・医療・就労・教育に携わる関係機関や、学識経験を有する専門家等の委員の皆様に加え、コミュニケーションに特に困難さがある当事者や手話通訳者の専門委員を加え、条例や施策の内容を検討してきました。

【検討スケジュール】

- ・ 令和 5 年度第 3 回千葉市障害者施策推進協議会（令和 6 年 3 月 15 日開催）
（内容）条例検討のアナウンス
- ・ 令和 6 年度第 1 回千葉市障害者施策推進協議会（令和 6 年 7 月 19 日開催）
（内容）条例制定に向けた論点整理
- ・ 令和 6 年度第 2 回千葉市障害者施策推進協議会（令和 6 年 9 月 19 日開催）
（内容）条例骨子案の検討
- ・ 令和 6 年度第 3 回千葉市障害者施策推進協議会（令和 6 年 11 月 27 日開催）
（内容）条例素案の検討①
- ・ 令和 6 年度第 4 回千葉市障害者施策推進協議会（令和 7 年 1 月 30 日開催）
（内容）条例素案の検討②
- ・ 令和 6 年度第 5 回千葉市障害者施策推進協議会（令和 7 年 3 月 7 日開催）
（内容）条例案の検討

千葉市障害者施策推進協議会の会議資料・議事録は、市ホームページからご覧いただけます。

【市ホームページ URL】

<https://www.city.chiba.jp/hokenfukushi/koreishogai/jiritsu/sesakusuisinkyougikai.html>